

# 三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成28年9月30日 午前9時30分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

## 会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画の承認について
- 議第 2号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について
- 議第 3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第 4号 事業計画変更申請について
- 議第 5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第 6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第 7号 平成29年度三条市農林関係施策の要望について

## 報告事項

- 報第 1号 第2調査部会の調査結果報告について
- 報第 2号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
- 報第 3号 農地法第3条の3第1項の届出について

## 出席委員 34名

- |                |                |
|----------------|----------------|
| 1番 渡 邊 一 英 委員  | 2番 村 山 佐喜雄 委員  |
| 3番 嘉 藤 太加雄 委員  | 4番 藤 田 吉 則 委員  |
| 5番 栗 原 一 郎 委員  | 6番 野 崎 文 夫 委員  |
| 7番 五十嵐 秀 一 委員  | 8番 蒲 澤 正 委員    |
| 9番 大 桃 伸 之 委員  | 10番 眞 野 薫 委員   |
| 11番 坂 井 良 雄 委員 | 12番 大 竹 正 信 委員 |
| 13番 原 正 利 委員   | 14番 羽 生 俊 昭 委員 |
| 15番 刈 屋 一 夫 委員 | 16番 佐 藤 満 委員   |
| 17番 捧 譽 委員     | 18番 内 山 清 委員   |
| 19番 佐 藤 裕 雄 委員 | 20番 村 井 善一郎 委員 |
| 21番 阿 部 新一郎 委員 | 22番 阿 部 眞佐雄 委員 |
| 23番 田 邊 稔 委員   | 24番 阿 部 銀次郎 委員 |
| 25番 清 野 秀 作 委員 | 26番 星 野 英 治 委員 |
| 27番 内 山 敏 雄 委員 | 28番 渡 邊 勝 夫 委員 |
| 29番 熊 倉 睦 委員   | 30番 原 田 勝 委員   |
| 31番 小 林 茂 宏 委員 | 32番 坂 井 浩 行 委員 |

欠席委員      なし

職務のため出席した事務局職員

事務局 長	清 水      学
経営基盤係副参事	渡 辺 正 美
経営基盤係主任	高 野 久美子
経営基盤係 一般任用主事	左 居      香

午前9時30分 開会及び開議

議長（野崎会長）

定刻になりましたので、これより9月の農業委員会総会を開会したいと思います。

（挨拶 略）

これより会議に入ります。

定員35名のところ、現在員34名、出席34名で会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私のほうから指名をさせていただきます。2番、村山佐喜雄委員、34番、廣川哲也委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、早速に議事に入りたいと思います。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』ご説明をいたします。

3ページをご覧ください。今月の申請は、新規設定7件、面積4万9,532㎡であります。

1ページにお戻りを願います。56番から順に説明をいたします。なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10a当たり賃借料につきましては記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

56番から58番までの3件は相対で、それぞれ新規に利用権を設定するものであります。

56番から順に説明をいたします。56番は、上須頃地内の農地4筆、4,084㎡、57番は南入蔵地内の農地2筆、3,419㎡、58番は曲谷地内の農地11筆、6,015㎡、以上3件は相対で新規にそれぞれ利用権を設定するものでございます。

2ページをお願いいたします。59番から次のページの62番までの4件、合計面積3万6,014㎡は、農地中間管理事業に伴い、公益社団法人新潟県農林公社が新規に10年間利用権を設定するものであります。

それでは、59番から順にご説明をいたします。59番は、塚野目地内外の農地計12筆2万189㎡、60番は西潟地内外の農地計3筆、3,073㎡、61番は東大崎1丁目地内外の農地計3筆、6,175㎡、62番は月岡地内外の農地計13筆、6,577㎡、以上4件は新潟県農林公社が新規に10年間利用権を設定するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果を報告を願います。

第2調査部会長は、村山代理の隣に着席願います。

21番、阿部新一郎委員。

第2調査部会長（21番阿部新一郎委員）

おはようございます。それでは、第2調査部会の調査結果についてご報告いたします。

第2調査部会では、9月26日午前9時から厚生福祉会館第1集会室におきまして、部会員と野崎会長、村山会長代理出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前10時32分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、新規設定7件、合計件数7件、面積4万9,532㎡で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、新潟県農林公社が利用権設定をする案件以外の3件につきましては、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、また新潟県農林公社が利用権設定をする4件につきましても、いずれも農地中間管理事業を推進し、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図ることから、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。なお、委員の質問等の発言については挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』ご説明をいたします。

4ページをご覧ください。三条市長からの諮問書の写しでございます。

5ページは、議第2号の参考としまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条を添付させていただいております。

本議案は、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』でご審議をいただきました公益社団法人新潟県農林公社が農地中間管理事業により新規に利用権を設定する農用地3万6,014㎡の利用配分計画（案）でございます。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定に基づき三条市が作成する農用地利用配分計画（案）について、同法第19条第3項の規定により、当農業委員会に意見を求められているものでございます。

なお、議第2号参考としまして、本年7月1日現在の借り受け希望者リストを送付させていただいておりますので、あわせてご覧をいただきたいと思っております。

それでは、配分計画（案）をご説明をいたします。6ページをご覧ください。一番左の番号欄の括弧内に記載しております番号は、先ほどご審議をいただきました議第1号『農用地利用集積計画の承認について』に対応する番号でございます。なお、借り受け人、契約の種類、期間及び10a当たりの賃借料、受け人の状況につきましては記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

1番は、議第1号の59番におきまして新潟県農林公社が利用権を設定する塚野目地内外の農地計8筆、1万2,117㎡を記載の借り受け人に新規に貸し付けをしたいとするものでございます。2番は、同じく59番、大宮新田地内の農地4筆、8,072㎡、3番は60番の西潟地内外の農地計3筆、3,073㎡、4番は61番の東大崎1丁目地内外の農地計3筆、6,175㎡、5番は62番の月岡3丁目地内外の農地計13筆、6,577㎡、以上5件はそれぞれ記載の借り受け人に新規に貸し付けをしたいとするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

21番、阿部新一郎委員。

第2調査部会長（21番阿部新一郎委員）

議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、合計件数5件、面積3万6,014㎡で、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から、全件異議ないものと認めるという意見であります。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、農用地利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から異議ないものと認めることで答申いたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』ご説明をいたします。

11ページをご覧ください。今月の申請は9件で、合計面積3万2,177.54㎡であります。

8ページにお戻りを願います。26番は、石上3丁目地内の農地2筆、1,313㎡を譲り受け人が経営規模拡大のため売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇〇万円であります。

27番は、同じく石上3丁目地内の農地3筆、673.67㎡を譲り受け人が経営規模の拡大のため売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇〇万円であります。

28番は、小古瀬地内の農地1筆、357㎡を譲り受け人が経緯規模拡大のため売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇万円であります。

29番は、川通西町地内の農地1筆807㎡を譲り受け人が譲り渡し人の要望により売買により取得するものであります。価格は10a当たり約〇〇万円であります。

30番は、院内地内の農地26筆、1万3,329㎡を譲り受け人が譲り渡し人の要望により売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約〇万円であります。

10ページをお願いいたします。31番は、笹巻地内外の農地計2筆、730㎡を譲り受け人が譲り渡し人の要望により贈与により取得するものであります。

32番は、大沢地内の農地1筆、822㎡を譲り受け人が譲り渡し人の要望により贈与により取得するものであります。

33番は、下保内地内の農地21筆、5,679㎡を譲り渡し人が経営の若返りで設定した後継者が死亡したため、世帯内の新たな後継者に再度貸し付けをするものであります。

34番は、大面地内の農地17筆、8,466.87㎡を譲り渡し人が経営の若返りで設定した使用貸借契約期間が満了するため再設定するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

21番、阿部新一郎委員。

第2調査部会長（21番阿部新一郎委員）

議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、売買によるもの5件、贈与によるもの2件、使用貸借によるもの2件、合計件数9件、面積3万2,177.54㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『事業計画変更申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第4号『事業計画変更申請について』ご説明をいたします。

12ページをご覧ください。今月の申請は2件で、合計面積856㎡であります。

17番は、三柳地内の農地1筆、185㎡を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇万〇、〇〇〇円でございます。場所につきましては、第四中学校南西200m付近で、500m以内に2つの教育施設があり、かつ申請地北側市道に水道、ガス管が埋設されていることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。なお、本申請につきましては、議第6号の43番で農地法第5条の許可申請がなされております。

18番は、計画変更のみの申請で、鬼木地内の農地1筆、671㎡を議第5号の15番で農地法第4条の許可申請がなされている農地2筆366㎡と一体利用し、農家住宅1棟及び通路の用地として利用したいものでございます。場所につきましては中栄大橋南側250m付近で住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

21番、阿部新一郎委員。

第2調査部会長（21番阿部新一郎委員）

議第4号『事業計画変更申請について』は、合計件数2件、面積856㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見につい

て』ご説明をいたします。

13ページをご覧願います。今月の申請は2件で、合計面積637㎡であります。

15番は、鬼木地内の農地2筆、366㎡を、先ほどご審議いただきました議第4号『事業計画変更申請について』の18番でご説明をさせていただいた内容と同じでございますので、説明は省略をさせていただきます。

16番は、金子新田地内の農地1筆、271㎡を南側既存宅地252.26㎡と一体利用し、農産物加工作業所1棟、屋外作業所2カ所、米粉粉じん集積所1カ所及び通路の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、三条市清掃センター北側900m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

21番、阿部新一郎委員。

第2調査部会長（21番阿部新一郎委員）

議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数2件、面積637㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、県農業会議への諮問につきましては不要と判断しました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、全件許可することといたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見につい



て』ご説明をいたします。

16ページをご覧ください。今月の申請は9件で、合計面積9,071㎡であります。

14ページにお戻りを願います。43番は、先ほどご審議をいただきました議第4号『事業計画変更申請について』の17番でご説明をさせていただいた内容と同じでございますので、説明は省略させていただきます。

44番は、興野3丁目地内の農地1筆、1,451㎡を賃貸借権の設定により南側既存宅地及び雑種地8,420.56㎡と一体利用し、店舗3棟、緑地、雨水排水施設、駐車場150台の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、国土交通省長岡国道工事事務所三条国道出張所北側200m付近で、都市計画用途地域の工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

45番は、吉田地内の農地5筆、417㎡を売買により取得し、西側既存宅地536.51㎡と一体利用し、屋外作業所の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇万〇,〇〇〇円であります。場所につきましては、広域養護老人ホーム県央寮北東500m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

46番は、西本成寺地内の農地2筆、780㎡を売買により取得し、建て売り住宅3棟及び道路の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇万円であります。場所につきましては、西鱈田小学校北西300m付近で、500m以内に2つの教育施設があり、かつ申請地北側市道に水道、ガス管が埋設されていることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

47番は、上須頃地内の農地1筆、236㎡を使用貸借権の設定により住宅1棟の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、須頃小学校北西600m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

48番は、大島地内の農地1筆、413㎡を使用貸借権の設定により住宅1棟及びカーポート2棟の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、大島小学校西側600m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

49番は、鬼木地内の農地3筆、478㎡を売買により取得し、駐車場10台の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇,〇〇〇円あります。場所につきましては、中栄大橋南側250m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

16ページをお願いいたします。50番は、江口地内の農地1筆、111㎡を使用貸借権の設定により住宅1棟の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、花江大橋北西500m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

51番は、島川原地内の農地2筆、5,000㎡を賃借権の設定により、砂利採取のため平成28年10月20日から平成30年7月19日まで一時転用地として利用した

いものでございます。場所につきましては、白山橋北側400m付近で、農振農用地区域内の農地でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

21番、阿部新一郎委員。

第2調査部会長（21番阿部新一郎委員）

議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数9件、面積9,071㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、51番を除き、県農業会議への諮問につきましては不要と判断しました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第6号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、43番から50番の案件、合計8件については許可することとし、51番の案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

第2調査部会長は大変ご苦労さまでした。自席へお戻りください。どうもご苦労さまでした。

議長（野崎会長）

続きまして、議第7号『平成29年度三条市農林関係施策の要望について』を議題といたします。

この件につきましては、今までも上程させていただいて、農政対策部に付託を申し上げ議論していただいた経過がありますが、今回もそのようにしたらいかがと提案申し上げます。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

異議なしと認めます。

なお、今この席において皆さんのほうから何かご意見がございましたらお聞かせ願います。

たいと思いますが、いかがなものでしょうか。

無いようですので、議第7号につきましては農政対策部会に付託をいたすことにいたします。刈屋農政対策部会長、ひとつよろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告をいただいておりますので、省略をいたします。

議長（野崎会長）

続きまして、報第2号及び報第3号を続けて事務局より報告を願います。

事務局（清水事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたら、ご発言いただきたいと思います。

ご発言が無いようですので、報告事項を終わります。

議長（野崎会長）

来月は、農政対策部会の開催が予定されています。農政対策部会の開催案内をお願いいたします。

農政対策部会長、15番、刈屋一夫委員。

農政対策部会長（15番刈屋一夫委員）

農政対策部会では、10月20日午後1時30分から三条庁舎4階第2委員会室で部会を開催いたします。関係委員は出席をお願いいたします。

なお、案件につきましては、ただいま総会で付託をいただきました『平成29年度三条市農林関係施策の要望について』でございます。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

続きまして、来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第3調査部会長、4番、藤田吉則委員。

第3調査部会長（4番藤田吉則委員）

来月は、第3調査部会の当番でございます。10月25日午前9時から三条庁舎4階第2委員会室で会議を開催いたします。関係委員は出席をお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は31日に予定しております。

なお、31日は午後1時から後期の農地パトロールを予定しておりますので、よろしくお願いたします。そして、農地パトロール終了後、反省検討会を場所をかえまして実施したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

長時間にわたりましてご審議いただきました。ありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

午前10時10分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長

---

議事録署名委員（ 2 番）

---

議事録署名委員（3 4 番）

---